

行方不明児童生徒発生時の搜索体制（危機管理マニュアル）

H26 2月改訂

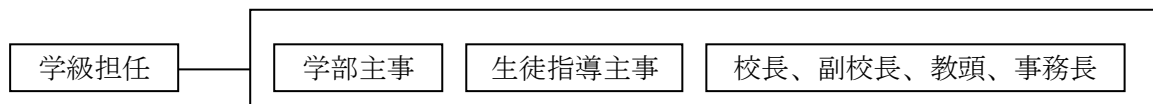
佐賀県立唐津特別支援学校 生活安全部

1 目的

児童生徒が本校の教育活動時間内および登下校時において行方不明になった場合、この要領に基づき組織的かつ敏速な搜索を行い、児童生徒の安全管理に万全を期することを目的とする。

2 搜索組織

《 搜索本部 》 ※搜索本部（以下、本部）は職員室に置く

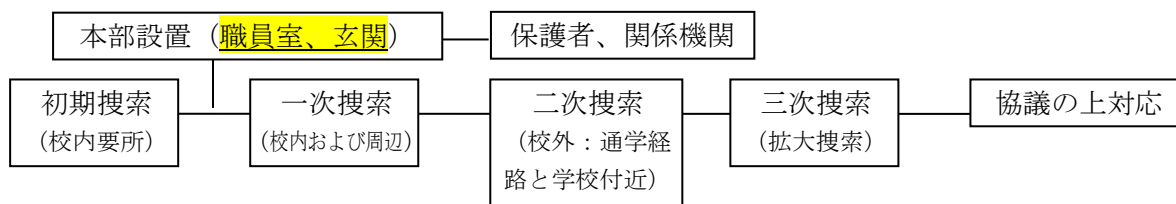


3 日常の指導（児童生徒の実態把握と指導体制の充実を図る。）

- ・指導上特別の配慮を要する児童生徒に関する情報交換を行う。
- ・児童生徒個人写真台帳を作成する。

4 行方不明児童生徒発生時の搜索手順

（1）校内での授業中の場合



※行方不明児童生徒を発見した場合は、どの搜索段階でも、速やかに本部へ連絡し、保護する。学校まで同行し、担任もしくは保護者へ引き継ぐ。行方不明児童生徒を保護次第、学部主事より学部職員へ搜索終了の連絡を入れる。

① 行方不明発生から5分以内 → 初期搜索：校内要所

- ・児童生徒の行方不明に気付いたら、授業担当者もしくは正副担任が校内の初期搜索（5～10分以内）をし、同時に校内放送（緊急放送：内線99）をする。

※「プー」という放送音が入る音を聞いてから、大きな声でゆっくりと放送をして下さい。

◎先生方が数分探して見つからなければ、速やかに校内放送をしていただくことが大事であると考えます。校内だとみんなで搜索すればすぐに見つかると思います。すぐ見つかって安全であることが大事です。心配かけるとは思わないで、このことをみんなで共通理解しましょう。

- ・生徒指導主事及び管理職、学部主事等は本部（職員室）に集合し、本部を設置する。
- ・本部は行方不明の児童生徒の情報、今後の方針を決める
- ・授業担当者の一部は残りの児童生徒の安全管理を行う。

（放送例）「連絡します。【〇〇】学部【〇】年の【〇〇〇〇】さん。【教室】に戻って下さい。」（この放送があったら職員は校内搜索をする。）

職員が見つけたら職員室に報告する。

※見つかったら、「連絡です。【〇〇】学部の【〇〇〇〇】さんは【教室】に戻りました。」と放送する。（搜索終了）

② 行方不明発生後 5～20分以内 → **一次搜索【校内搜索】**：校内全体および学校周辺

【5分毎に報告】 小18、中19、高20、つながらないときは17（教頭先生の前）】

- ・放送があったら、作業を中断もしくは縮小して搜索担当職員は付近の校内搜索を行う。
- ・その他の職員（寄宿舍、事務室など）は、近くに行方不明の児童生徒がいらないか確認する。
- ・（校外に児童生徒を出さないためにも）事務室等近場の先生は玄関など入り口等数カ所を確認する。校門等を確認したり、靴を確認したりするなど行う。
- ・行方不明発生から20分経っても保護されない場合（全て搜索職員の報告があって見つからなかったとき）は、二次搜索に入る。

③ 行方不明発生後 20分～1時間 → **二次搜索【校外搜索】**：通学経路と学校付近、市内要所

※携帯電話所持【10分毎に報告 各学部主事の携帯電話に報告する】

- ・本部は校内放送で二次搜索依頼をする。搜索担当職員を招集し搜索班を編成し、通学経路と唐津市内要所を中心に二次搜索を行う。
- ・担任は本部に集まり、保護者へ連絡し、情報提供、状況を説明する。
- ・搜索班は担当地区を搜索し、10分毎に本部に報告する。
- ・行方不明発生から20分～1時間経っても保護されない場合は、三次搜索に入る。
- ・本部は警察及び教育委員会等に行方不明児童生徒発生と状況を報告する。

（放送例）「連絡です。二次搜索をします。搜索班の先生方は本部（玄関）に集まって下さい。」

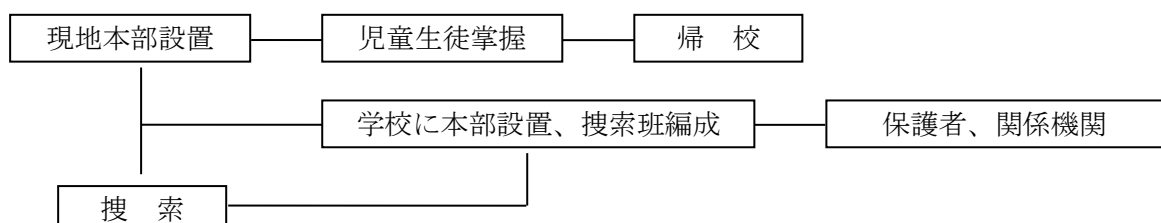
④ 行方不明発生後 1時間～3時間 → **三次搜索**：拡大搜索 **※携帯電話所持**

- ・本部は全職員（児童生徒の把握上必要最低限の職員を除く）を職員室に招集し、担任は児童生徒の顔写真、服装、自宅までの経路、行動特性などの情報を職員へ説明する。
- ・本部が搜索地域（唐津市内および児童生徒自宅周辺など）と搜索班の編成を行い、搜索指示をする。
- ・行方不明発生から3時間経っても保護されない場合、全職員は指示された時刻に学校に戻り集合する。

⑤ 行方不明発生後 3時間以上 → 協議の上対応 **※携帯電話所持**

- ・本部は今後の搜索方針（搜索活動の継続、方法、範囲、班編成など）を協議し、全職員へ指示を行う。学部主事は今後の搜索が可能な職員の確認を行う。
- ・搜索が可能な唐津市内在住職員（※発見し保護した場合、本校に同行し担任や保護者へ引き継ぐため）および児童生徒自宅市町在住職員で主に搜索班を編成する。その他の職員は帰宅途中にも要所に立ち寄るなど行方不明児童生徒の発見に努める。
- ・本部は保護者に警察へ搜索願を申し出るよう依頼する。
- ・本部は児童生徒の顔写真、特徴の照会について検討し、必要に応じて交通機関（鉄道、バスなど）、コンビニエンスストアなどに搜索協力を依頼する。
- ・本部は搜索が長時間になる場合は搜索の一時打ち切り等を判断して、職員へ伝える。翌日以降の搜索活動については、保護者や関係機関とも協議し対応を検討する。

（2）校外での授業中の場合（遠足、修学旅行なども含む）



① 緊急時発生後5分以内 → 本部及び現地本部設置

校外活動中に児童生徒の行方不明に気付いたら、担任は学部主事に児童生徒の行方不明発生
の報告を行い、校長が搜索本部を校長室に設置する。また、本部は学年主任等に行方不明発
生付近の適所に現地本部設置の指示をする。

② 搜索 ※（１）校内での授業中の搜索に準ずる

- ・ 現地の職員は残りの児童生徒の掌握と安全管理を行いながら、可能な職員で行方不明児童
生徒の搜索にあたる。
- ・ 本部は搜索可能な職員を招集し搜索班を編成する。搜索班は学校より現地に移動し、現地
本部に合流してから、搜索活動を行う。
- ・ 見つからない場合は、本部は市内要所搜索や拡大搜索への移行を検討し職員へ指示する。

③ 保護者、関係機関

- ・ 本部は状況に応じて保護者や関係機関に連絡や説明、協力依頼を行う。

※児童生徒が見つかったら

（放送例）

※発見の連絡があったら

「連絡します。○時○分頃○○で無事発見されました。搜索班が帰校するまで、もうしばらく安全を確保しながら待って下さい。」

※職員の帰着を確認後

「連絡します。搜索班が無事帰校しました。地域みなさん、ご協力ありがとうございました。通常の活動をお願いします。」

（３）登下校時、学級担任は、児童生徒の所在が確認できない状況が発生したら学部主事、生徒
指導主事、管理職に報告をする。

- ・ 校長が搜索本部を設置し、対応方針を協議の上、全職員へ連絡し対応を指示する。搜索活
動は前記の搜索要領に準じて行う。

（４）児童生徒が帰宅後、家庭で行方不明（家出も含む）になり保護者から連絡があった場合、
本部は搜索活動を実施するかを速やかに判断して、全職員へ対応を指示する。

（５）寄宿舍で児童生徒が行方不明になった場合、前記の搜索要領に準じて搜索活動を行う。

5 関係機関への連絡

警察署、交通機関（ＪＲおよび鉄道警察隊、バス会社等）、教育委員会、マスコミ等への連
絡は、搜索本部が窓口となり必要に応じて行う。また、保護後は速やかに搜索協力依頼をし
た関係各所に結果報告を行い、お礼を伝える。

6 報告

- （１）授業中に児童生徒の行方不明があった場合、担任は『行方不明児童生徒記録書：様式１』
を記入し管理職へ提出する。職員で情報を共有し事故の再発防止に努める。
- （２）搜索活動は校務として扱う。搜索班として校外搜索活動を行った職員は『校外搜索記録簿
：様式２』を記入し、出張伺および復命書に添えて学部主事へ提出する。

※様式はコピーして使用して下さい。 「平成 28 年度」→「教職員」→「１校務分掌」
→「０３生活安全部」→「行方不明搜索」→「※行方不明児童生徒記録用紙データ」
に入っています。